

島牧村食育推進計画

～ 地域を生かした食育の推進 ～

令和4年4月

島牧村

目 次

1	本計画の趣旨・目的	・ ・ ・ ・	p 1
2	食育の定義	・ ・ ・ ・	p 2
3	本計画の位置付け	・ ・ ・ ・	p 2
4	計画の期間	・ ・ ・ ・	p 2
5	島牧村の食をめぐる現状と課題	・ ・ ・ ・	p 3
	(1) 食をめぐる社会情勢の変化	・ ・ ・ ・	p 3
	(2) 食生活の乱れと健康への影響	・ ・ ・ ・	p 3
	(3) 北海道島牧村における食料生産の現状	・ ・ ・ ・	p 3
	(4) 食文化の伝承と環境問題	・ ・ ・ ・	p 3
	(5) 食育に対する理解と取組	・ ・ ・ ・	p 3 ～ 4
6	食育に関する3つの基本目標	・ ・ ・ ・	p 5 ～ 6
7	関係者の役割・連携	・ ・ ・ ・	p 7 ～ 9
8	数値目標	・ ・ ・ ・	p 1 0

1 本計画の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かせないものです。

しかし、現在、国内では肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等、また児童生徒の朝食欠食などの問題が見られる状況があります。さらに世界的な食料需給の逼迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食べものと生産現場のつながりの確保や、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承、食品ロスといった食に関する課題が引き続き存在しています。

このような国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 17 年 6 月に「食育基本法」を制定し、令和 3 年 3 月には『生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進』、『持続可能な食を支える食育の推進』、『「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進』を重点項目とした「第 4 次食育推進基本計画」を作成しました。また、北海道では、平成 31 年 3 月に『「食」の力で育む心と身体と地域の元気』を目標とした「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画【第 4 次】）を作成し、道内の食育を総合的に進めることとしています。

島牧村でも、他の地域と同様に食生活の変化に伴うさまざまな課題が見られますが、村内にはおいしく新鮮な食材があり、また、そうした食材を活用した郷土料理や、特色ある食文化が育まれるとともに、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど、食育を行うのに恵まれた環境にあります。

このような背景を踏まえ、島牧村においても国や道などと連携しながら、村民皆さんの理解の下、役割分担を行い、より効果的な食育の取組を推進するため、「島牧村食育推進計画」を策定します。

（なお、本計画は、「地域資源を活用した農林水産漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第 41 条に基づく「地産地消促進計画」としても位置付けることとします。）

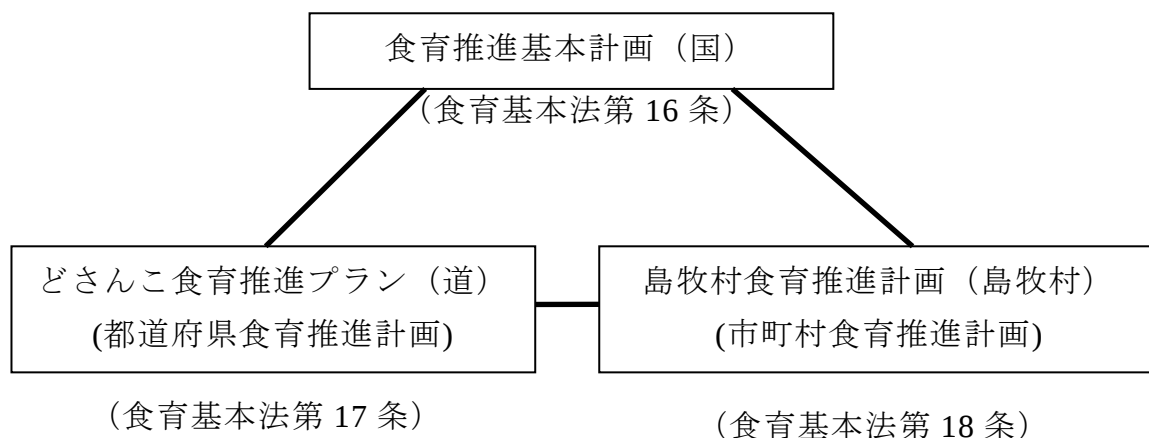
2 食育の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。（食育基本法前文）

3 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、国の食育推進基本計画や都道府県食育推進計画を基本として作成する市町村食育推進計画として位置付けられ、食育を具体的に推進するための計画として策定しています。

■島牧村食育推進計画の位置付け



4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

(※参考)

- ・第4次食育推進基本計画(国)の計画期間(R3-R7)
- ・どさんこ食育推進プラン(北海道食育推進計画【第4次】)の計画期間はR1-R5

5 島牧村の食をめぐる現状と課題

(1) 食をめぐる社会情勢の変化

島牧村においては、高齢化が全国より早いペースで進むとともに、核家族化の進行も見られます。このような社会情勢の変化の中で、食に関する簡便化・外部化が進展してきています。

(2) 食生活の変化と健康への影響

国民の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。この傾向は、島牧村においてもみられており、適切な対応が必要とされています。

(3) 島牧村における食料生産の現状

島牧村は、米、アスパラガス、そばの生産をはじめ、水産業など食に関連する産業が地域の基幹産業となっています。食料を生産する島牧村の特色を生かした食育を推進していくことが重要となっています。

また、農業・農村は次のような機能も有しており、これら資源を有効に活用した「食育」に取り組むことも大切です。

◆農業・農村の多面的機能（農林水産省ホームページから）	
○ 一時的に雨水をためて洪水を防ぐ機能	○ 土砂崩れを防ぐ機能
○ 土の流出を防ぐ機能	○ 川の流れを安定させる機能
○ 地下水を作る機能	○ 暑さをやわらげる機能
○生きもののすみかになる機能	○ 農村の景観を保全する機能
○ 伝統の文化を伝承する機能	○ 癒しや安らぎをもたらす機能
○ 農作業の体験学習の機能	

(4) 食文化の伝承と環境問題

食生活の多様化や簡便化が進む中で、これまで先人から受け継がれてきた伝統的な食文化が失われることが懸念されており、こうした食文化を伝承し、さらに発展させていくことが必要となっています。

また、世界的な食料需給のひっ迫、食料不足が問題となる中で、我が国においては、食べ残しなどに伴う大量な食品の廃棄が行われており、これらの削減による環境負荷の低減などが求められています。

(5) 食育に対する理解と取組

島牧村において、食育に関係する機関・団体などが役割を分担しながら、食

育の推進に取り組まれており、食育の周知度・関心度は高まりつつあると考えられますが、肥満率や児童生徒の朝食欠食、地場産物の活用など、実際の行動で改善、維持していくべき課題があります。

さらに、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などが大きな課題となる中、引続き、食育の大切さを周知し、取組の実践を図っていく必要があります。

6 食育に関する3つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、島牧村では食育の推進を効果的に図るため、次の3つの基本目標に基づき、食育を推進します。

基本目標Ⅰ	村民の健康づくりにつながる食育の推進
-------	--------------------

脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食は、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生など食品の安全性に関わる知識も健康の維持に必要です。食べものと心や体の関係を知るとともに、身体によい食品の適切な選択の実践などにより、乳・幼児期から高齢期まで、健康の維持・増進につながる食育の取組を推進します。

基本目標Ⅱ	地産地消と一体となった食育の推進
-------	------------------

島牧村は豊かな自然に恵まれ、四季折々の旬を感じさせる食材があり、消費者と生産者とが顔の見えるつきあいができる特徴を持った地域です。各種体験活動により、本村の農林水産業など、食に関連する産業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、実践する食育の取組を推進します。

基本目標Ⅲ	未来を担う子どもを育む食育の推進
-------	------------------

食育はすべての村民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものとして重要です。食育基本法でも、食育を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられており、村としても学校教育活動の中で食に関する指導などを進めていきます。

島牧村における食育の取組

健康づくりにつながる 食育の推進

- 妊婦支援・訪問
- 新生児訪問
- 乳幼児健診
- 育児相談
- 幼児健診
- 広報しままき健康通信
- 健康診査・保健指導
- 特定健康診査・特定保健指導
- 後期高齢者健康診査・保健指導
- 後期高齢者歯科健康診査・歯科兼指導
- 健康相談
- 給食だより発行
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

地産地消と一体となった食育の推進

- 地場産品の販売
- 地元特産品のPR
- 給食だより発行
- 商品開発
- 軽トラ市

未来を担う子どもたち への食育の推進

- 妊婦支援・訪問
- 新生児訪問
- 乳幼児健診
- 育児相談
- 幼児健診
- 健康相談
- 歯科健康教育・歯の健康だより発行
- 給食だより発行
- 田植え体験

【関係団体・行政機関】

島牧村役場福祉課
島牧村役場住民課
島牧診療所
教育委員会
島牧保育所

島牧商工会
島牧商工会青年部
島牧村観光協会
島牧村企画課
教育委員会
島牧保育所
軽トラ市実行委員会

島牧村役場福祉課
島牧診療所
教育委員会
島牧保育所
島牧村農地・水・環境保全協議会

7 関係者の役割・連携

島牧村においては、3つの基本目標をベースに、地域住民や生産者、農林業関係団体、商工団体、学校、保育所等がそれぞれの視点で地域にあった食育の取組を行っていきます。

また、総合的な視野から行政のそれぞれの分野で連携を図り、円滑に取組が進むように次の基本目標に即して、食育を推進していきます。

1	家庭における食育の推進
---	-------------

※ 子どもの基本的な食生活習慣を形成するため、朝食をとることや「早寝早起き朝ごはん」運動を実践するなど、関係機関・団体が連携し普及啓発活動の展開を図ります。

また、子どもの料理教室や親子料理教室の開催、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます。

2	学校等における食育の推進
---	--------------

※ 子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、地域の生産者団体等と連携した農業体験、栄養教諭による昼食時間等を利用した、食事マナー・食べ物の働き・食材についての学習などを計画的に推進します。

3	地域における食育の推進
---	-------------

※ 地域住民が、生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立を図るため、国が策定した「食事バランスガイド」等を活用し、関係機関や関係団体はもとより、家庭・学校・小売業・外食産業・職場・自治会等を通じて住民への普及啓発を図ります。

4	生産者団体等における食育推進
---	----------------

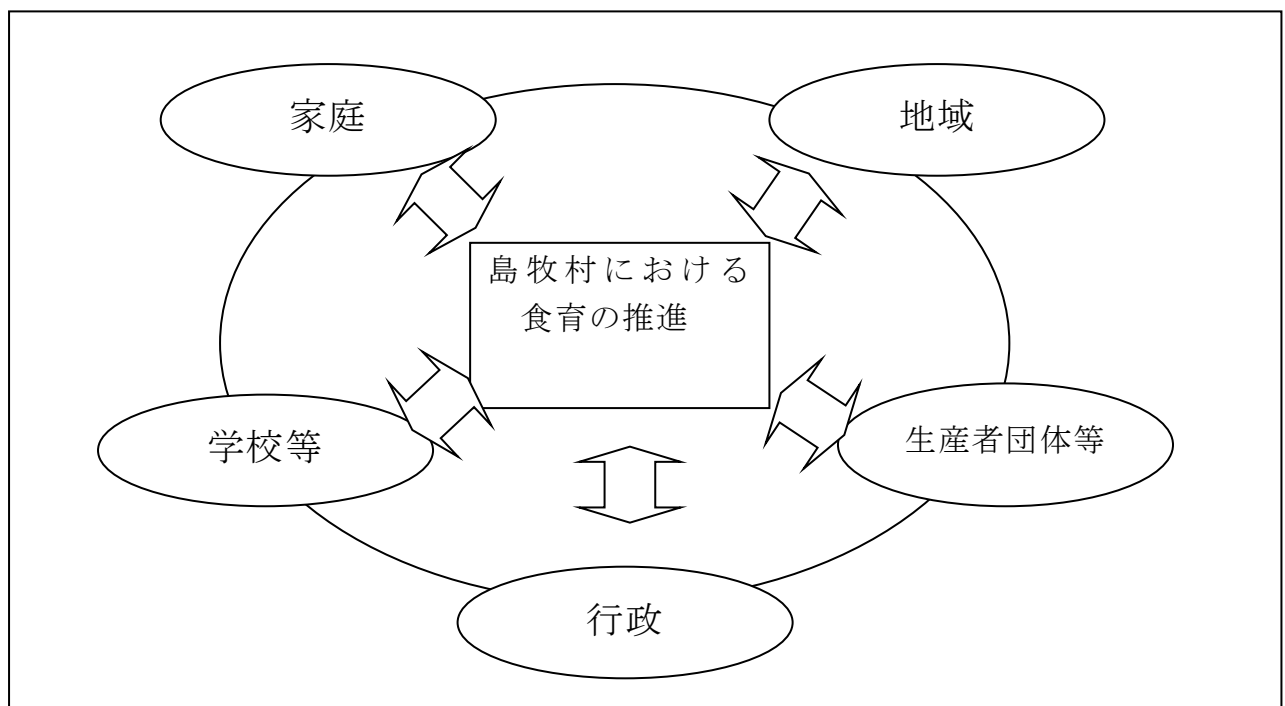
※ 品質の高い食品を安定的に供給することとあわせて、各種体験活動の実施、協力など学習機会の提供を通じて、地域の生産物や生産、流通に関わる人々の営みの理解を深め、その大切さを伝える取組などを進めます。

5	行政における食育の推進
---	-------------

※ 食を通じて生活習慣病等の予防を図るため、食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、村が行っている健康診断に併せて、各個人の健康状況に応じた健康相談や運動指導の充実を図ります。（健康体操の推進、健康相談など開催）

また、地域住民や農林漁業者の自主的な取組を支援し、また協働するとともに、食育を推進するための組織づくりなど、幅広い食育の取組に関わっていきます。

さらに、食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、食材の提供をする生産者など食関連産業及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。



※関係する部署と住民・組織・関係機関・団体等とが横断的な連携を図りながら計画の推進に積極的に努めます。

島牧村の食育の取組（ライフステージ）

	対象 機関	乳幼児期	学校教育期	青年期	中年期	高齢期
学校等	教育委員会・学校	○給食だより ○食育指導				
	保育所	○給食だより				
地域	軽トラ市実行委員会	← ○軽トラ市 →				
	島牧村農地・水・環境保全管理協議会	○田植え体験				
生産者団体等	島牧商工会	← ○商品開発 →				
	島牧村観光協会	○地場産品の販売・地元特産品のPR →				
行政	福祉課	○妊婦支援・訪問 ○新生児訪問 ○乳児健診 ○育児相談 ○幼児健診 ○健康診査・保健指導 ○特定健康診査・特定保健指導 ○後期高齢者健康診査・保健指導 ○後期高齢者歯科健康診査・歯科保健指導 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ○広報しままき健康通信 ○健康教育 ○健康相談				

8 食育推進に当たっての数値目標

指標	現状値	目標
朝食を欠食する人の割合減少	児童(R3) 4%	0%
	生徒(R3) 21%	0%
	国保特定健診受診者男性(R2) 28.6% ※朝食欠食が週3回以上	25%
	国保特定健診受診者女性(R2) 15.4% ※朝食欠食が週3回以上	10%
国保特定健診受診者のメタボ割合減少	男性(R2) 39.3%	35%以下
	女性(R2) 20.0%	15%以下

島牧村食育推進計画

令和4年4月

担当：島牧村役場 産業振興課 農林係

〒048-0621 島牧郡島牧村字泊83番地

TEL：0136-75-6214

FAX：0136-75-6216